

令和2年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第2回）について

令和2年度駿東伊豆消防組合会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15,784千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,264,594千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為補正」による。

令和3年2月4日提出

駿東伊豆消防組合管理者

沼津市長 頼 重 秀 一